

議案第50号

芽室町個人情報保護審査会条例制定の件

芽室町個人情報保護審査会条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和4年12月1日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、芽室町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、町に、芽室町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年芽室町条例第 号）

第12条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、芽室町情報公開条例（平成10年芽室町条例第48号）第18条の規定により任命された委員で組織する。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(定義)

第6条 この条例において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（議会を除く。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項

又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

（審査会の調査権限）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（委員による調査手続）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第12条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和

4年芽室町条例第 号) 附則第2条の規定による廃止前の芽室町個人情報保護条例(平成10年芽室町条例第49号。以下「旧条例」という。)第38条の規定により任命された芽室町個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。

- 2 施行日前に旧条例第33条の規定により旧審査会にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第43条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説 明

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護審査会の設置等に関し必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定しようとするものです。